○農林水産省告示第二千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字馬門四〇八、四〇九、字落水四三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬門四〇八・四〇九・字落水四三六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町洞岳字権現二四五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現二四五八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県菊池郡大津町大字古城字東迎鶴八〇〇、八一六の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字金山二四八〇の一、二四八一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山二四八〇の一・二四八一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字瓶焼一九〇二の四、一九〇二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瓶焼一九〇二の四・一九〇二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市上切町赤羽根三の七九、山口一二三の二、島崎町築和合三〇五一、三〇七八の二、三〇七八の五、三〇七八の九、三〇七八の一〇、三〇七八の二七から三〇七八の二九まで、三〇七八の三二から三〇七八の三四まで、三〇七八の四五、三〇七八の五七から三〇七八の六〇まで、三〇七八の六五、三〇七八の六六、小渡町石田一の一、下平一一、一一の一、宮前二二、二四、二五、二六の一から二六の四まで、二六の六、二七、四五の一、坪崎町イヲツ二の二、三の二、三の一〇、五の九、六の一〇、六の三七、八の九から八の一一まで、九の七から九の一〇まで、一〇の一、一〇の四、一〇の五、一〇の一四、一一、一二の四、西山一の八、二の四から二の六まで、下渡瀬七の一の一、七の一の一〇、七の一〇、七の二三、八の三、八の二四から八の二六まで、八の四一、八の五五、八の五七、田之尻一の一三、古屋敷一の八、ヒカゲ三の一、七、八、八の一、一四、二六の四、二六の一五、二七の二、二七の一六、中根入八の五、八の七、八の九、ヒヨモ一六の九、一六の一八、日下部町古ヤシキ三の三、三の四、万根町松葉三の一、三の三、時瀬町大平一の七二、一の七九、一の八〇、一の一二〇、一の一二三、一の一二四、榊野町落一七の一、青木下二六、二八、三二、三三、三八の一から三八の四まで、三九、鳥居前二一、四四、中根五二の一、五三から五五まで、五五の一、五六、五七の一、五七の二、浮橋四二の一（次の図に示す部分に限る。）、六、七、四四の五、四四の六、五八の二、六〇、六一、旭八幡町根山七〇の一から七〇の四まで、七〇の六、七〇の七、七〇の一九、池島町押山一、二の一、二の二、下中町下中二二三七、二二四二の一、二二四二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）